

仕 様 書

- ◎ 件 名 下関労働基準監督署 屋上防水工事
- ◎ 場 所 下関市東大和町 2－5－15
- ◎ 期 間 契約締結日から令和 9 年 1 月 8 日

◎工事目的

下関労働基準監督署庁舎屋上（増築分を除く）が経年劣化により、雨漏りの危険性が高いため防水工事を行う。

◎工事概要

下関労働基準監督署庁舎 2 階建鉄筋コンクリート造

○足場の設置。

- ・足場の設置箇所及び設置方法については安全に留意すること。
- ・資材運搬等は設置した足場を利用すること。
外部足場 くさび緊結式足場 W＝900（架払）14.9㎡
- ・足場には侵入防止措置として、養生金網（H＝1.8m）を講じること。
- ・壁繋ぎについては、アンカー施工あと補修を行うこと。

○屋上防水改修工事。

- ・屋上笠木一時撤去及び再取り付け 1 式
- ・既存塩ビシート防水撤去 立上り共 237.0㎡
- ・防水下地処理 カチオン系樹脂モルタル塗り 237.0㎡
- ・ウレタン塗膜防水通気緩衝工法（X-1） 平場 215.0㎡
- ・ウレタン塗膜防水密着工法（X-2） 立上り 22.0㎡
- ・ウレタン塗膜防水密着工法（X-2） 架台廻り 10.0㎡
- ・脱気筒取り付け 3 か所
- ・改修用ドレイン取り付け 縦型内径100mm、ストレーナーキャップ共 4 か所
- ・廃材の処分

- ・その他、記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。

◎その他

1. 工事の施工日については、原則平日とするが、はつり工事・既存物の除去等大きな音の発生する場合及びその他庁舎利用に支障の出る場合については、下関労働基準監督署 業務課長（以下「現場管理職員」という。）と協議の上、土日祝日の閉庁日とする。
2. 作業時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、変更が必要な場合は事前に現場管理職員と協議すること。なお、工事場所である下関労働基準監督署は、同時刻に業務を行っているため、施工にあたっては監督署利用者の利便性に十分配慮すること。
3. **事前に現地確認を実施すること。**その際は、現場管理職員に事前連絡すること。
4. 契約決定後、速やかに作業計画書（工程表）を作成・提出すること。
5. 工事写真の撮影又は提出は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」による。
6. 廃棄物は、請負業者の責任において適正に処分すること。
7. 工事にあたっては、関係法令を遵守し、工事作業員及び来庁者並びに当該庁舎職員の安全確保等に努めること。
8. 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全を確保すること。

9. 必要に応じ、着工前に近隣住民等へ周知するとともに、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復帰すること。（必要に応じ近隣施設等の状況を写真撮影し事後に備えること。）
10. 工事に伴う関係官公署等への諸手続きは、請負業者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。
11. その他付随工事が発生するような場合には、事前に山口労働局総務課会計第二係あて協議すること。